局（人工衛星に開設するものを除く。）、簡易無線局（パーソナル無線を除く。）若しくは気象援助局にあつては、第一項の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所（ＶＳＡＴ地球局にあつては、当該ＶＳＡＴ地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（以下「ＶＳＡＴ制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）に同項の免許状を備え付けなければならない。

［4～10　略］

第四十三条の六　［略］

2　前項第二号の無線業務日誌に記録する事項のうち、第四十条第一項第一号(2)（㈣を除く。）及び(5)、同条第二項第一号(2)並びに同項第二号(2)に掲げる事項については、音声により記録することができる。この場合においては、前項後段の規定にかかわらず、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて再生できなければならない。

（備付けを要する書類）

第四十五条の三　［略］

［2　略］

［削る］

3　［略］

（書類の提出）

第五十二条　［略］

［2・3　略］

4　検査実施報告書であつて船舶局（第四十一条の二の六第八号に規定するものを除く。）、遭難自動通報局、無線航行移動局（第四十一条の二の六第十三号に規定するものを除く。）又は船舶地球局に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して所轄総合通信局長に提出することを妨げない。

［5　略］

第五十二条の二　削除

局（人工衛星に開設するものを除く。）、簡易無線局（パーソナル無線を除く。）若しくは気象援助局にあつては、前項の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所（ＶＳＡＴ地球局にあつては、当該ＶＳＡＴ地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（以下「ＶＳＡＴ制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）に第一項の免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長が発給する証票を備え付けなければならない。ただし、ラジオゾンデ及びラジオ・ブイの無線局、電気通信業務を行うことを目的として開設する陸上移動局、携帯局、携帯移動地球局及びＶＳＡＴ地球局並びにこれらの無線局以外のものであつて包括免許に係る特定無線局その他総務大臣が告示する無線局については、当該証票の備付けを要しない。

［4～10　同上］

第四十三条の六　［同上］

［新設］

（備付けを要する書類）

第四十五条の三　［同上］

［2　同上］

3　第一項第二号に規定する添付書類の写し及び前項の書類については、電磁的方法により記録することができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。

4　［同上］

（書類の提出）

第五十二条　［同上］

［2・3　同上］

4　検査実施報告書であつて船舶局（第四十一条の二の六第八号に規定するものを除く。）、遭難自動通報局、無線航行移動局（第四十一条の二の六第十二号に規定するものを除く。）又は船舶地球局に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して所轄総合通信局長に提出することを妨げない。

［5　同上］

（電磁的方法により記録することができる提出書類等）

第五十二条の二　次の各号に掲げる書類等のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法により記録し、提出することができる。

一　第三十九条第三項の規定に基づき報告する書類

二　第四十二条の規定に基づき添付する文書

三　第四十二条の三の規定に基づき報告する書類

四　第四十三条第一項から第三項までの規定に基づき届け出る文書

五　第四十三条の二第一項から第三項までの規定に基づき届け出る書類

六　第四十三条の三第一項の規定に基づき届け出る書類